

## 新島村空き家除却事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民の安全かつ快適な暮らしを確保し、村内の景観向上及び空き家等の利活用を促進するため、村内に存在する空き家等を除却した場合にその費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、新島村補助金等交付規則（昭和58年新島村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であると見込まれるものをいい、建築物に付随する門、塀、物置、植栽及び地下埋設物（浄化槽等）を含む。
- (2) 所有者等 登記簿（未登記の場合にあっては固定資産台帳）に記録されている所有者又は占有者若しくは相続人その他これを管理すべき者をいう。
- (3) 除却工事 補助対象空き家等を解体し、その廃材を撤去及び処分するために行う工事で、交付申請をした年度の1月末日までに完了するものをいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事は、次に掲げる要件を全て満たす空き家等の除却工事とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建物であること。
  - (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの
  - (3) 不動産業を営む者が営利目的として所有するものでないこと。
  - (4) 過去に同一敷地内で新島村空き家除却事業補助金を利用したことがないこと。
  - (5) その他村長が補助対象と認めたとき。
- 2 空き家等と同じ敷地に存する附属の工作物等を同時に除却する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。
- 3 補助対象となる工事について、国・都又は当村等の他の制度による補助を受ける場合は、当交付金の対象経費を補助対象事業費から控除すること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家等の所有者又はその相続人。ただし、共有名義の場合は全ての所有者から、相続人が複数の場合は全ての相続人から、当該空き家等の除却について同意を得たものに限る。
- (2) 除却工事を法人又は個人事業者に発注する者
- (3) 村税等（村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、利用者負担額（保育料）、下水道使用料、簡易水道料金、村有地使用料）の滞納（現年分を除く）がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は当該暴力団員と密接な関係を有しない者
- (5) その他村長が補助対象と認めたとき。

（補助金額）

第5条 補助金額の交付対象となる経費は、除却工事費に要する経費（消費税及び地方消費税、工事監理費、設計費並びに申請手続に要する費用を除く）で、補助金の額は対象経費の5分の4以内、500万円を限度とし、算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新島村空き家除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書、敷地内立入承諾書（様式第2号-①②）
- (2) 第4条第1号ただし書に該当する場合は、当該同意書兼委任状（様式第2号-③）
- (3) 住民票の写し
- (4) 登記事項証明書（全部事項証明書） 未登記の場合は、固定資産評価証明書
- (5) 村税納税通知書
- (6) 工事費用の見積書の写し等、補助対象事業費・内容が確認できる書類
- (7) 位置図
- (8) 補助対象工事予定箇所の現状写真
- (9) 申請者が相続人の場合は、相続関係を証明できる法定相続情報一覧図の写し等
- (10) その他、村長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、交付を決定

した場合は、新島村空き家除却事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（変更申請等）

第8条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後に事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、新島村空き家除却事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は当該申請書の提出を省略できるものとする。

2 村長は前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、既に交付決定した補助金の額を変更等した場合は、新島村空き家除却事業補助金変更等承認決定通知書（様式第5号）により、申請者にその旨通知する。

（交付金の概算払）

第9条 村長は、交付決定者から事業終了前に概算払請求（様式第6号）があった場合、交付決定額の80パーセントを上限として、必要に応じて概算払を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 申請者は、除却工事を完了したときは、完了後30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、新島村空き家除却事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 除却工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (3) 完了後の写真
- (4) その他、村長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 村長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、新島村空き家除却事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、新島村空き家除却事業補助金交付請求書（様式第9号）により、村長に補助金の交付請求をするものとする。

（補助金の返還等）

第13条 村長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずること

ができる。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第10条の規定による実績報告書において、事実と異なる報告をしたとき。
- (4) その他村長が補助金の返還を相当と認められたとき。

2 交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

3 返還を命ぜられた交付金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号様式第1号（第6条関係）

様式第2号様式第2号（第6条関係）

様式第3号様式第3号（第7条関係）

様式第4号様式第4号（第8条関係）

様式第5号様式第5号（第8条関係）

様式第6号様式第6号（第9条関係）

様式第7号様式第7号（第10条関係）

様式第8号様式第8号（第11条関係）

様式第9号様式第9号（第12条関係）